中野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定により、子ども・子育 て支援に関する事項について調査審議するため、中野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
 - (3) 地域において子育ての支援を行う者
 - (4) 識見を有する者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。